

# 更別村農業委員会議事録

令和5年 第5回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年5月25日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年5月25日（13時40分開会、15時25分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	欠席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

3番 福田委員 4番 塩田委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広  
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地所有適格法人の設置届出について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第6号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

- 報告第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第5号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
- 議案第6号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について
- 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第9号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和6年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて
- ② 令和5年第6回農業委員会定例総会について

## 2. 開 会

**【事務局長】** 皆様お疲れ様です。小野委員から欠席と連絡を頂いております。他の方はいらっしゃいますので、ただ今から令和5年第5回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

## 3. 会長招集挨拶

**【会 長】** 皆さんこんにちは。第5回の定例総会ということで、それぞれ皆様には豆の蒔き付け作業等お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年は春先から天候に比較的恵まれており、どちらかと言うと暖かい春で推移しており、今年も降水量が少なく、干ばつ気味なのかなと思っております。いずれにしましても、今後の天候を期待したいところであります。

本日ですが、報告8件、議案9件となっております。それぞれ慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

#### 4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。3番 福田委員、4番 塩田委員、それぞれよろしくお願い致します。

#### 5. 議件の審議状況

##### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。4月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。  
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

##### (2) 報告第2号 農地所有適格法人の設置届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地所有適格法人の設置届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地所有適格法人の設置届出について説明致します。4月の総会議案の調製以降、1件の法人から農地所有適格法人の届出があったことから報告するものです。  
(報告案件朗読)

議案資料をご覧ください。資料1頁から2頁に届出書の写しと履歴事項全部証明書を付けております。

この度、更別村に支店を置き、後ほどの議案で出てきます、農地法3条で農地を借り受けて更別村で事業を行うということで、届出があったところです。

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、いかがでしょうか？  
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？  
（「はい」の声）

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明をお願いします。

【事務局長】 報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。4月の総会議案の調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。

1 件目、（報告案件朗読）

2 件目、（報告案件朗読）

【議長】 ただ今報告がありましたが、何かご質問があればお願いします。  
（質疑等無）

【議長】 なければよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

(4) 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次、報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について説明致します。  
令和5年3月に農地法第4条の規定により許可した農地転用につきまして、工事完了報告書が提出されましたので報告をするものです。  
（報告案件朗読）

議案資料をお願い致します。資料3頁になりますが、5月9日付で提出されました工事完了報告書の写を付けております。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた九々委員の方より報告をお願い致します。

【九々委員】 5月10日現地確認をしまりました。土地の造成などが終わったことを確認をしまりました。

【議長】 ただ今報告がありました、これを含めて何かご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。4月の議案調製以降に届出のありました、農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、何かご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長】 特になければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(6) 報告第6号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第6号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。4月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを報告するものです。

(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第3条の許可申請、あっせん申出、現況証明願いが出されております。

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、いかがでしょうか？

(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？

(「はい」の声)

(7) 報告第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

4月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借4件のあっせんが成立しております。

1件目、(報告案件朗読)

2件目、(報告案件朗読)

3件目、(報告案件朗読)

4件目、(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありました、1件目のあっせん委員長を務められました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 4月13日あっせん委員会をわたくし九々と福田委員、日崎委員、小野委員と開催いたしまして、事務局の説明通りのあっせん内容になったことを報告いたします。

【議長】 続いて2件目から4件目まで、あっせん委員長を務められました及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 5月12日にあっせん委員会を行いまして、大地委員、磯委員、宍戸委員の立会いの下、全てのあっせんが成立したことを報告します。

【議長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(8) 報告第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

4月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借1件の利用調整を行っております。

(報告案件朗読)

補足ですが、中間管理事業では、今までは、調整調整を経て、農用地利用配分計画により契約することとしておりましたが、法改正により、農用地利用集積計画と配分計画を統合した、農用地利用集積等促進計画、通称「促進計画」での契約とすることになっているところですが、制度改正後間もないということで、具体的な手続き等がまだ固まっておらず、手続きは後ほどとなります。

【議長】 ただ今説明がありましたが、利用調整委員長を務められました磯委員より報告お願い致します。

【磯委員】 5月12日に農用地利用調整委員会ということで、わたくしの他、大地委員、宍戸委員、及川委員とともに調整を行い、説明のとおり実施しました。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(9) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 これより議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。

今回6件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。4頁に願出地の図面を付けております。

2件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。5頁に願出地の図面を付けております。

3件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。6頁に願出地の図面を付けております。

4件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。7頁に願出地の図面を付けております。

5件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。8頁に願出地の図面を付けております。

6件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。9頁10頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、1件ずつ審議していきます。1件目、委任者がAの件です。現地確認いただいた九々委員の方より報告お願い致します。

【九々委員】 5月21日、岡委員、塩田委員と共に現地確認をしてまいりました。建物が建っており宅地と認めました。

【議長】 それを踏まえてまして、何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次、2件目、委任者がBの件です。現地確認いただいた、塩田委員の方より報告お願い致します。

【塩田委員】 5月21日に、九々委員、宍戸委員と共に現地を確認してきました。地目は畑なんですけども、図面を見てもらえるとおり、ちょっと広いんですけど、それぞれバンカーやら堆肥舎やら住宅が建っていたということで、畑とは認められず、宅地に変更することが妥当だと思います。

【議長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 無ければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次、3件目、委任者がCの件です。現地確認いただいた九々委員の方よ

り報告お願い致します。

【九々委員】 5月21日、岡委員、塩田委員と共に現地確認をしてまいり、建物が建っており、宅地と認めるのが妥当だと思います。

【議長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 無ければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次、4件目、委任者がDの件です。現地確認いただいた岡委員の方より報告お願い致します。

【岡委員】 5月21日、自分と九々委員、宍戸委員でDの敷地内を見てきました。宅地として利用されて、庭とかいろいろ、宅地として利用しているため、地目変更したほうが良いと思います。

【議長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 無ければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次、5件目、委任者がEの件です。現地確認いただいた九々委員の方より報告お願い致します。

【九々委員】 5月21日、岡委員、塩田委員と共に現地確認をしてまいり、建物が建っており、宅地と認められ、地目変更が妥当だと思います。

【議長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 無ければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものと致します。

次、6件目、委任者がFの件です。現地確認いただいた大地委員の方より報告お願い致します。

【大地委員】 5月20日に、磯委員、日崎委員と共に現地確認をしてまいりました。農地以外の山林及び宅地の現況であることを確認しました。

【議 長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものと致します。

(10) 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

【議 長】 次、議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。  
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。11頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議 長】 それでは、現地確認いただいた大地委員の方より報告お願い致します。

【大地委員】 5月19日に現地を確認しまして、農地として利用されていることを確認しました。

【議 長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて、ご意見ご質問をお受け致します。

(意見等無)

【議 長】 なければ地目変更登記の通知を行ってもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではこの形で進めていただきます。

(11) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案の資料をお願い致します。12頁に図面を付けております。13頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、15頁の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、18頁「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

21頁は、農地所有適格法人としての事業等の状況を添付しております。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただきました大地委員より報告をお願い致します。

【大地委員】 5月19日に現地の確認をしてみました。全て農地として利用していることを確認いたしました。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、資料12頁から23頁までを目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、貸主がFから、借主Gへの許可についてですが、この件についてご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 特になければ、この申請について許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは許可するものと致します。

(12) 議案第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 次、議案第 4 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 4 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。  
（議案朗読）

解約後は改めて売買のあっせん申出が出されております。

【議 長】 合意解約の説明がありました。この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。  
（意見等無）

【議 長】 特になければ、合意解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは合意解約が成立したものと致します。

(13) 議案第 5 号 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

【議 長】 議案第 4 号、令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】 議案第 4 号、令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明致します。

議案資料24頁をご覧ください。令和4年2月に農水省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」との通知が出されております。

28頁の3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(1)推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施の、まず、①推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成ということで、推進委員等とありますが、更別村では農地利用最適化推進委員を置いていませんので、最適化活動を行う農業委員が推進委員等となりますが、各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実

施した月日、場所、相手方、活動内容等具体的に記録した記録簿を作成するものとする、とされております。

次に②推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施ということで、ア各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。イ農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

以上の規定に基づき、令和4年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁から、各委員ごとに表を作成しております。最初に各項目について説明します。まず、1推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価として、(1)最適化活動の実施状況では、それぞれの活動記録簿にまとめた内容を転記して、4月から3月までの活動日数、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止活動、新規参入の促進活動の項目ごとに整理をしております。

(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況では、農地集積、遊休農地、新規参入のそれぞれの達成状況を整理しており、農地集積は担当区域の農地面積の内、認定農業者などの担い手に集積した面積の率、集積率を算定しています。なお、この農地面積は国の統計の面積11,500haを地区ごとに按分しておりますが、集積面積は村が調査し道へ報告している、担い手の農地利用集積面積を地区ごとに按分しているため、全ての委員の集積率の実績は100%を超えております。また、道見会長は担当地区を持っておりませんが、最適化活動は行っておりますので、農地集積の目標及び実績では便宜上、更南地区を大地委員と半分ずつ担っていることとしております。また、農地集積の項目のなかの新規集積面積については、認定農業者などの担い手へ、担い手以外の方から新規に集積された面積をカウントしており、昨年度は東栄区担当で1件あったところです。

遊休農地は、遊休農地を解消した面積です。

新規参入は、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を、過去3年間の権利異動面積の平均の1割を目標に、取りまとめて公表するとされておられ、目標面積は、全村での平均の1割である33.4haを地区ごとに按分しておりますが、現在の更別村の農地の動向から、取りまとめをすることは当面は困難と考えております。

②自己の点検・評価は、(1)の最適化活動の実施状況、(2)の①の成果目標の達成状況を踏まえて活動実施、成果実績のそれぞれの結果を記入しております。

一番下の、2農業委員会による点検・評価の、全体としての評語ですが、議案資料32頁に、目標の達成状況の評語の適用方法とあり、推進委員等の

評語については次の頁です。2推進委員等の評語 推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとするとしてされており、それぞれ点数を計算して合計点に当てはめて評語としています。

それでは、各委員の点検・評価の内容について説明します。

まずは道見会長ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計89日、月当たりで7.41日になります。昨年度の活動日数の目標は月6日としていましたので、目標を上回っており、先ほどの議案資料33頁の表2の(2)活動日数目標の①で、目標を上回ったということで6点、②で7.41日は6日以上8日未満で4点です。

(2)の成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標の集積率103.14に対する実績の集積率104.20%の達成率を計算すると100.12%となっており、こちらも先ほどの議案資料33頁の表2の(1)の成果目標の①農地の集積で達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、遊休農地が無いとため、新たに発生させないとしており、この場合は達成率110%以上でよいとされているため、4点です。

新規参入の促進は、貸付け等の同意を得た農地はありませんので、達成率90%未満で1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、こちらも先ほどの議案資料33頁の表1の合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて及川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計90日、月当たりで7.5日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.22%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて岡委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活

動日数は合計86日、月当りで7.16日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が101.03%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて福田委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計80日、月当りで6.66日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.27%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて塩田委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計102日、月当りで8.5日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.62%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が21点となっており、合計点20点以上25点未満の評語、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて川上委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計90日、月当りで7.5日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.34%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて磯委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計85日、月当りで7.08日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.13%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて日崎委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計89日、月当りで7.41日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が99.57%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて大地委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計83日、月当りで6.91日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が100.12%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊

休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて小野委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計106日、月当りで8.83日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が99.40%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が21点となっており、合計点20点以上25点未満の評語、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて九々委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計102日、月当りで8.5日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が99.93%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が21点となっており、合計点20点以上25点未満の評語、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

最後に宍戸委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計101日、月当りで8.41日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標に対する実績の達成率が99.87%となっており、達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、先ほどと同じく4点です。

新規参入の促進は、先ほどと同じく1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が21点となっており、合計点20点以上25点未満の評語、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

以上、各委員の最適化活動の点検・評価について説明いたしましたが、議案資料28頁を再度ご覧ください。3の(1)の②のイ、農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

この場で意見が出された場合は、議案の点検・評価の様式の最後、総会で出された意見の欄に追記の上、各委員に通知することとなります。初めての内容で説明も多くなってしまいましたが、よろしく申し上げます。

【議長】 ただ今説明がありましたが、分からない点、その他何かありましたらお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この形で進めていきたいと思えます。

#### (14) 議案第6号 令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

【議長】 議案第6号、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】 議案第6号、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明致します。

先ほどの議案資料28頁をご覧ください。3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(2)農業委員会の最適化活動の記録及び点検・評価の実施ということで、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする、とされております。

推進委員等の点検・評価とは別に、農業委員会全体の点検・評価も行う必要があるという事になります。

以上の規定に基づき、令和4年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁が農業委員会の最適化活動の点検・評価の様式となっております。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、

前年度の集積率を目標としておりましたが、実績として、農地面積は統計の数字から、集積面積は村が調査し道へ報告している担い手の農地利用集積面積を使用しており、例年同様100%を超えております。

(2)遊休農地の解消等ですが、遊休農地が無く、新たな発生もありませんでした。

(3)新規参入の促進ですが、先ほどの議案でも説明しましたが、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表した面積ですが、更別村の農地の動向から、当面は取りまとめは困難と考えております。

2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、委員全体の平均が月当たり7.7日で目標の6日を達成しています。

(2)活動強化月間ですが、目標3回のところ2回実施しております。

(3)新規参入相談会への参加ですが、委員さんに直接お願いする様な機会が今のところ持っておりません。

3の点検・評価結果ですが、こちらは議案資料32頁の表により当てはめることとなっており、表2の(1)成果目標の①農地の集積は、目標集積率103.3%に対する実績集積率103.5%の達成率を計算すると100.2%になり、達成率90%以上110%未満の3点、②遊休農地の解消は新たな発生が無いため達成率110%以上でよいとされているため、5点、③新規参入の促進は取りまとめが出来ていないため、達成率90%未満で1点、(2)活動目標の①活動強化月間の実施は、2回のため点数無し、②新規参入相談会への参加は、参加がないため点数無し、合計で9点となり、表1の5点以上10点未満の評語「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの推進委員等の評価の評語ごとの集計で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが4人、目標に対し期待どおりの結果が得られたが8人となっております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、分からない点、その他何かありましたらお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この形で進めていきたいと思っております。

(15) 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【議長】 次、議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明を致します。

最初に議案資料28頁をご覧ください。一番下の(1)点検・評価結果等の公表とありまして、農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする、とあります。

以上の規定に基づき、公表の内容をまとめましたので、審議をお願いいたします。

なお、昨年の計画策定時に記載していた各項目の現状及び課題、目標については説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

それでは議案の次の頁からになります。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要のそれぞれの項目について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」、1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績は、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の実績から転記しており、達成状況は100.2%です。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(2)遊休農地の発生防止・解消の、次の頁の③実績ですが、遊休農地がないので、記載はありません。④その他として、農地パトロールの内容を記載しています。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(3)新規参入の促進ですが、次の頁の③実績ですが、新規参入者への貸付等を行うことについて同意を得る事は、当面は困難と考えております。参考の新規参入者の参入状況は、昨年度許可しました原山さんとなっております。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績ですが、2回、農地の集積について取り組んでおります。

次の頁の(3)新規参入者相談会への参加の②実績は0です。

目標の達成状況の評語ですが、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の評語を記載しています。

推進委員等の点検・評価結果も先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の人数を記載しています。

次の頁のローマ数字Ⅲ「事務の実施状況」です。1 総会、部会の開催実績は記載のとおり毎月定例総会を開催しております。

2 農地法第3条に基づく許可事務として処理件数と処理期間は記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務ですが、権限移譲の状況として、上の○で北海道から村へ事務委任、下の○で村から農業委員会へ事務委任をしており、本来は都道府県の権限である4ha未満の農地転用許可を農業委員会が行っております。処理件数と処理期間は記載のとおりです。

4 違反転用への対応ですが、該当はありません。

以上が公表の内容です。決定後に、村及び全国農業会議所のホームページで公表する予定です。

【議長】 ただ今説明がありましたが、分からない点、その他何かありましたらお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければこの内容で公表してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この形で進めていきたいと思えます。

(16) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等4件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、(議案朗読)

2件目、(議案朗読)

3件目、(議案朗読)

4件目、(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

また、H委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、一時退室をお願い致します。

(H委員退室)

【議長】 ただ今説明がありました、まず1件目の利用権の設定等を受ける方がHの件につきまして、ご意見があればお願いします。  
(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(H委員入室)

【議長】 次に、2件目の利用権の設定等を受ける方がIの件につきまして、ご意見があればお願いします。  
(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。  
次に、3件目の利用権の設定等を受ける方がJの件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。  
次、4件目の利用権の設定等を受ける方がKの件につきまして、ご意見があればお願いします。  
(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(17) 議案第9号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第9号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第9号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借5件、売買3件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料34頁に申出地の図面を付けております。

2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料35頁に申出地の図面を付けております。

3件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料36頁に申出地の図面を付けております。

4件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料37頁に申出地の図面を付けております。

5件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料38から40頁に申出地の図面を付けております。

6件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料 41、42 頁に申出地の図面を付けております。

7 件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料 43、44 頁に申出地の図面を付けております。

8 件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料 45 から 48 頁に申出地の図面を付けております。

こちらは 1 件目から 3 件目が従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 5 件、売買 3 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 併せて、最初の 3 件は、申出者 L、M、N の件については、賃貸借で従前と変わらないので、書類あっせんという形で執り進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 その場合、本日終了後ということでもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではその形で進めていきたいと思えます。

それではあっせん委員を選ばせていただきます。

まずあっせん申出者 L の件です。及川委員、日崎委員、塩田委員、福田委員。只今の方々に 2 番目の M の件、N の件、本日の分を同じ委員さんでお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 次、4 番目、あっせん申出者が O の件です。あっせん委員ですが、大地委員、日崎委員、九々委員、小野委員。取りまとめ、大地委員ということでよろしくお願い致します。

なお、あっせん委員会の日取りですが、6 月 15 日を予定していますので、いかがでしょうか？

(「はい」の声)

**【議長】** 次、5番目のあっせん申出者Pの件です。この件についても、小野委員、大地委員、日崎委員、九々委員。取りまとめ、小野委員ということで、これも6月15日で、いずれも午後に予定しているので、よろしくお願い致します。

次、6番目、あっせん申出者Bの件です。あっせん委員ですが、宍戸委員、川上委員、岡委員、福田委員。取りまとめ、宍戸委員ということで、6月13日か14日の午後の希望ですが、いかかでしょうか？

※宍戸委員取りまとめによりあっせんの日程調整

**【議長】** それではBから申出があったあっせん委員会を6月13日でよろしくお願い致します。

次、7番目のこれもBで、これも同じ、宍戸委員、川上委員、岡委員、福田委員でお願い致します。

次、8番目の申出者Fの件です。あっせん委員ですが、先ほどの大地委員、日崎委員、九々委員、小野委員。取りまとめ、大地委員ということでよろしくお願い致します。

## 6. その他の協議状況

### (1) 令和6年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

**【議長】** 次、その他の1番目、令和6年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてお願い致します。

※議案資料49～70頁

要望事項があれば、来週までに事務局へ連絡を。

※クールビズについて

### (2) 令和5年 第6回農業委員会定例総会について

※第6回定例総会は、6月23日（金）13時30分に決定する。

## 7. 閉会挨拶

**【会長】** 第5回の定例会ということで、皆様には久しぶりに長時間審議いただく形になりました。おかげさまで全て承認を得ることが出来ました。ありがとうございます。

我々このメンバーの定例会も来月が最後となっております。どうか何とか無事に収めたいなど思っております。よろしく申し上げます。本日は大変ありがとうございました。